

グリーンリース普及促進事業 よくある質問とその答え

更新日 2016年11月29日

■ 手続きについて

番号	質問	回答	備考
1	グリーンリース契約はいつまでに締結すれば良いですか。	助成事業開始届提出までにグリーンリース契約を締結し、助成事業開始届提出の際に、グリーンリースの契約書等を提出してください。	募集要項P. 24～25
2	申請の締切はいつまでですか。	審査会毎に締切を設定します。平成28年度は1月31日(火)までです。	募集要項P. 20

■ 助成対象事業者について

番号	質問	回答	備考
1	医療法人、学校法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人、宗教法人、NPO法人は助成対象事業者ですか。	本事業は、特定中小企業者等を対象としていますので、医療法人等は助成対象事業者ではありません。なお、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合、商工組合等又は中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合は助成対象事業者です。	募集要項P. 7～8
2	入居しているテナントは申請できますか。	申請できません。テナントビルのオーナーが助成対象事業者となります。	募集要項P. 7
3	ビルオーナーとそのビルに入居するテナントの社長が同一の場合や、テナントがグループ企業や子会社の場合、申請できますか。	法人格が別であり、賃貸借契約を締結していることが確認できれば、申請できます。	
4	工事会社やビルメンテナンス会社が申請事業者の書類作成を補助しても共同申請として扱われますか。	共同申請として扱われません。共同申請とは、ESCO 事業者と本事業が終了するまで継続する ESCO 契約を締結しての ESCO 事業者との共同申請、リース事業者と本事業が終了するまで継続するリース契約若しくは割賦販売契約を締結してのリース事業者との共同申請、前出の両者との共同申請です。	募集要項P. 8
5	資本金は5000万円以下ですが、資本剰余金が1億円以上あります。特定中小企業者として認められますか（業種：サービス業）。	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載のある資本金で判断します。	

6	ビルは都内にありますが、所有者の住所が都外の場合は申請できますか。	申請対象のビルが都内にあれば、所有者の住所に関係なく申請できます。	募集要項P. 7
---	-----------------------------------	-----------------------------------	----------

■ 助成対象事業、交付要件等について

番号	質問	回答	備考
1	ビル1棟の照明を東京都へ、空調を国へ助成金申請することはできますか。またその場合、エネルギー使用量の扱いはどうすれば良いですか。	申請できます。ただし、東京都への申請では、ビル1棟でベンチマーク評価を行うため、ビル全体のエネルギー使用量で推計削減量計算書を作成する必要があります。なお、同じ設備について重複して助成金を受給することはできません。	募集要項P. 11, 19
2	更新する設備は必ずリースでなくてははいけませんか。	グリーンリース契約が助成対象事業の要件となります。設備のリース契約は必須ではありません。	
3	新規BEMS等の導入は、設備改修のグリーンリースになりますか。	設備改修のグリーンリースになります。ただし、新規BEMS等を導入したことによるエネルギー削減量等の技術根拠資料を提出する必要があります。	設備改修のグリーンリースは、募集要項p. 10参照してください。
4	A社がオーナーからビルを一棟借りし、更にフロア（室）をテナントに貸している場合、申請は可能ですか。また、どのようなグリーンリース契約であれば助成対象事業となりますか。	申請は可能です。グリーンリース契約内容、契約者などについて個別に確認する必要がありますので、クール・ネット東京 事業支援チーム(03-5990-5089)までお問い合わせください。	
5	委託会社が使用しているフロアがありますが、委託会社とのグリーンリース契約は助成対象事業となりますか。	委託会社とオーナーとの契約形態、光熱費の支払い形態などについて個別に確認する必要がありますので、クール・ネット東京 事業支援チーム(03-5990-5089)までお問い合わせください。	

■ 助成対象設備

番号	質問	回答	備考
1	照明において、ランプのみLEDに更新する場合、助成対象ですか。	ランプ交換のみの更新も助成対象です。	
2	非常照明をLEDに更新する場合、助成対象ですか。	常時点灯しておらず非常時のみ点灯するタイプの非常照明は助成対象ではありません。常時点灯していて非常時にも点灯する一般照明との兼用タイプは助成対象です。	

3	外皮断熱は助成対象ですか。	助成対象です。ただし、エネルギー削減量等の技術根拠資料を提出する必要があります。推計削減量計算書 作成マニュアルP. 40を参照してください。	
4	推計削減量計算書のフォーマットに無い省エネ改修は助成対象ですか。	助成対象です。ただし、エネルギー削減量等の技術根拠資料を提出する必要があります。推計削減量計算書 作成マニュアルP. 40を参照してください。	
5	自社使用部分の設備は助成対象外とのことですが、中央熱源や変圧器などで申請範囲のテナント部分と自社使用部分の両方に冷温水や電気を供給する設備も助成対象外ですか。	申請範囲のテナント部分への供給が能力や容量の 50%以上であれば、その設備は助成対象設備です。	
6	助成対象設備のエネルギー使用量の計測機器は助成対象ですか。また、計測機器については検定品でないといけない等の基準はありますか。	助成対象です。計測機器についての基準はありませんが、毎月の使用量が計測できなければなりません。	
7	現在空きテナントの設備も助成対象ですか。	助成事業開始届を提出するまでに、新規入居者とグリーンリース契約を締結できれば助成対象です。なお、申請時点でテナントの入居がまったく無いビルの場合は、ビル自体が申請の条件を満たしません。	募集要項P. 11
8	同じフロア内に自社とテナントがいる場合、共用部の設備は助成対象ですか。	助成対象ではありません。ただし、自社とテナントが使用する共用部が明確に分かれており、それを根拠書類等で確認できる場合は、テナントのみが使用する共用部は助成対象です。	募集要項P. 11
9	テナント所有の設備も助成対象ですか。	助成対象ではありません。	

■ 助成対象経費について

番号	質問	回答	備考
1	調査費の助成金申請を行う場合、諸経費率の制限はありますか。	諸経費は助成対象外です。	募集要項P. 13～14
2	調査費には何が含まれますか。	既存及び導入する設備の仕様及び機器点数に係る調査、グリーンリース料の算出、オーナー・テナント間の調整費などが含まれます。	募集要項P. 14

3	参考見積もりを取得したところ、設備改修費（設備費及び工事費）が9000万円、調査費が250万円でした。助成金申請額は設備改修費（設備費及び工事費）4000万円、調査費100万円の合計4100万円です。申請できますか。	助成限度額は、調査費も含めて4000万円までとなりますので、設備改修費（設備費及び工事費）を3900万円、調査費を100万円として申請してください。	募集要項P. 15
---	--	--	-----------

■ 助成金の交付に関すること

番号	質問	回答	備考
1	助成金の交付決定は、先着順ですか。	交付決定は先着順ではありません。募集期間内で応募のあった申請について、審査を行い交付決定します。	募集要項P. 22～23
2	助成金交付申請を行った（助成事業実施計画書の提出）後、交付決定されるまでの間に工事を開始することはできますか。	できません。交付決定後に、交付決定前の工事開始が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、既に助成金を受給している場合は、返還対象となります。	募集要項P. 24
3	助成金は、いつ支払われますか。	助成事業者は、工事完了後すみやかに工事完了届を公社に提出し、公社による完了の確認を受けなければなりません。当該事業が適正に完了していると判断した場合、公社は助成金確定通知書を送付します。助成事業者は、確定通知受領後、助成金交付請求書に工事代金支払いの領収書を添えて公社に提出します。公社はそれを受けて助成金を支払います。	募集要項P. 28～29
4	設備改修後の実績でベンチマークレンジが A2- よりも悪化した場合、何かペナルティはありますか。	申請時の削減効果が得られない場合は、要因分析を行い、理由を報告し、更なる運用改善等の実施に努めなければなりません。助成金の返還までは求めません。	

■ 書類の作成に関すること

番号	質問	回答	備考
1	グリーンリース契約の内容はどのように記載すれば良いですか。	クール・ネット東京のホームページに覚書の例がございます。また、国土交通省 環境不動産普及促進検討委員会発行グリーンリースガイドのP38～P42を参照してください。	
2	延床面積の基準は何ですか。	建物登記簿謄本が基準となります。その他、既設しゅん工図、賃貸借契約書等を考慮します。	

3	申請する際に、建物登記簿謄本がないので、固定資産関係証明書と納税書で代用できますか。	代用できません。建物登記簿謄本を提出してください。	
4	申請時に提出する推計削減量計算書において、高効率パッケージ形空調機の導入（新設）で、APF（通年エネルギー消費効率）がカタログにないものはどう入力すればよいですか。	APF の欄は空欄にして、冷暖平均 COP を定格 COP 欄に入力してください。	
5	申請者で共有者・共同申請者が居る場合、暴力団排除に関する誓約書については、申請の代表者のみでよろしいですか。	共有者全員分、共同申請者全員分の誓約書が必要です。	募集要項P.9

■ 省エネルギー診断、地球温暖化対策報告書等について

番号	質問	回答	備考
1	省エネルギー診断について、受診後に受領する報告書は提出する必要がありますか。	必要ありません。	
2	省エネルギー診断の受診は必須ですか。	必須です。工事完了後1年以上2年以内に受診する必要があります。受診時期が来たら、会社から案内しますので、それに従い受診してください。	募集要項P.6,35
3	地球温暖化対策報告書は毎年度提出する必要がありますか。	申請年度以降、事業期間終了年度（工事完了届を提出した翌年度から3年間）の実績分までは、提出が必要です。	募集要項P.3,30
4	今年度に地球温暖化対策報告書を提出した場合、来年度以降でも申請できますか。	できません。来年度以降申請する場合は、申請年度の地球温暖化対策報告書を提出してください。	募集要項P.3

■ その他

番号	質問	回答	備考
1	同一用途で複数フロアの空調を改修した場合、エネルギー計測はどうすれば良いですか。	原則は、改修した空調ごとに計測する必要がありますが、同一のフロアで同一の用途であれば、複数台の室外機を1台の計測器でまとめることもできます。	募集要項P.32~33
2	申請時に提出したグリーンリース契約案に変更が生じました。この場合、どのような手続きが必要ですか。	助成事業計画変更申請書を提出してください。ただし、契約内容が大幅に変更となったり、契約するテナントの数が変わるなどにより、審査結果の順位が下がる変更は認められません。	募集要項P.25~26